

# 社会福祉法人更生会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 養護老人ホームの経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人介護支援センター事業の経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ホ) 老人短期入所事業の経営
- (ヘ) 相談支援事業の経営
- (ト) 認定生活困窮者就労訓練事業の運営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人更生会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県南九州市穎娃町別府4710番6に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

## 第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
  - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第 18 条 社会福祉法第 4 4 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第 4 4 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 21 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員 の 解任)

第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員 の 報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (職員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理事会

#### (構成)

第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

#### (招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 38 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 39 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、南九州市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、南九州市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(種 別)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問入浴介護事業
- (3) 福祉給食サービス事業
- (4) 更生保護事業
- (5) 緩和型デイサービス

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。なお、重要事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の同意を得なければならない。

## 第 8 章 収益を目的とする事業

(種 別)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 指定管理事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。なお、重要事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(収益の処分)

第 40 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第 9 章 解散

(解散)

第 41 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。



## 第10章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、南九州市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を南九州市長に届け出なければならない。

## 第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人更生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	中 村 佐 吉
理 事	田 口 正 門
理 事	羽 牟 実 義
理 事	安 西 末 光
理 事	朝 隈 十 寸
理 事	岩 下 一 男
監 事	海 江 田 綱 重
監 事	中 村 善 徳

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年11月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

この定款の変更は、南九州市長の認可があった日から施行する。(令和元年5月28日施行)

附 則

この定款の変更は、南九州市長が認可をした日から施行する。(令和2年1月16日)

附 則

この定款の変更は、南九州市長が認可をした日から施行する。(令和2年4月10日)

別 表

(1) 基本財産（建物）

鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4710番地6、4711番地、4712番地、4709番地4所在の		
鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建	寄宿舍	1棟 673.17平方メートル
鉄骨造セメントかわらぶき平家建	寄宿舍	1棟 1,280.64平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4709番地4所在の		
鉄筋コンクリート造陸屋根式階建	職員寮	1棟 121.90平方メートル
壱階		121.90平方メートル
式階		121.90平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4711番地1、4711番地2、所在の		
木造セメント瓦葺平家建	自活訓練室	1棟 83.93平方メートル
木造セメント瓦葺平家建	自活訓練室	1棟 82.12平方メートル
鉄骨造セメントかわらぶき平家建	自活訓練室	1棟 251.31平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4710番地6、4709番地7、4709番地8所在の		
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	管理室	1棟 225.80平方メートル
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	食堂室	1棟 270.93平方メートル
鉄筋コンクリート造陸屋根二階建	収容舎	1棟 226.26平方メートル
一階		210.00平方メートル
二階		210.00平方メートル
鉄筋コンクリート造陸屋根二階建	収容舎	1棟 171.32平方メートル
一階		147.19平方メートル
二階		147.19平方メートル
鉄骨造スレート葺平家建	作業場	1棟 131.22平方メートル
木造スレート葺平家建	訓練室	1棟 49.16平方メートル
鉄骨造陸屋根平家建	収容舎	1棟 265.83平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5416番地1所在の		
鉄骨造かわらぶき平家建	事務所	1棟 529.61平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4710番地1所在の

木造セメント瓦葺平家建 寄宿舍 1棟  
89.34平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8494番地7、8494番地5所在の

木造セメントかわらぶき平家建 作業場 1棟  
96.00平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字土橋口5373番地1所在の

木造かわらぶき2階建 グループホーム・ケアホーム 1棟  
一階 112.62平方メートル  
二階 111.72平方メートル

木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 グループホーム 1棟  
37.90平方メートル

木造かわらぶき平家建 グループホーム 1棟  
100.86平方メートル

木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 グループホーム 1棟  
72.20平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字土橋口5373番地4所在の

木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 グループホーム 1棟  
56.85平方メートル

木造かわらぶき2階建 共同住宅 1棟  
一階 72.04平方メートル  
二階 58.79平方メートル

木造かわらぶき2階建 共同住宅 1棟  
一階 72.04平方メートル  
二階 58.79平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字土橋口5373番地4所在の

木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 寄宿舍 1棟  
65.88平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字土橋口5373番地5所在の

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 給食センター 1棟  
634.34平方メートル

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 貯蔵庫 1棟  
10.00平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5400番地2所在の

鉄骨造セメントかわらぶき平家建 ケアホーム 1棟  
230.85平方メートル

鉄骨造セメントかわらぶき平家建 ケアホーム 1棟  
117.32平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字中原5407番地1所在の

鉄骨造セメントかわらぶき平家建	自活訓練室	1棟	
			260.68平方メートル
鉄骨造セメントかわらぶき二階建	自活訓練室	1棟	
一階			93.19平方メートル
二階			94.30平方メートル
鉄骨造セメントかわらぶき平家建	自活訓練室	1棟	
			230.85平方メートル
鉄骨造セメントかわらぶき平家建	自活訓練室	1棟	
			117.32平方メートル
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	作業所	1棟	
			92.85平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字中原5408番地1所在の

木造セメントかわらぶき平家建	共同住宅	1棟	
			113.71平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町牧之内字馬ウツロ3776番地8所在の

鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建	老人ホーム	1棟	
			2,209.67平方メートル
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	機械室	1棟	
			152.50平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字鶴留上2795番地1、2795番地2所在の

鉄骨造スレート葺平家建	居宅	1棟	
			157.93平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字鶴留上2795番地2所在の

鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建	居宅	1棟	
			51.87平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字上迫3238番地1所在の

鉄骨造陸屋根平家建	居宅	1棟	
			89.34平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字上迫3238番地4所在の

鉄骨造コンクリート屋根平家建	居宅	1棟	
			111.00平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字上迫3230番地1所在の

木造瓦葺平家建	居宅	1棟	
			103.66平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭3057番地所在の

木造セメント瓦葺平家建	グループホーム	1棟	
			151.62平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭3057番地1所在の

鉄筋コンクリート造陸屋根二階建	共同住宅	1棟
一階		51.87平方メートル
二階		51.87平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭3059番地2所在の

鉄骨造陸屋根平家建	居宅	1棟
		88.44平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字藏道6160番地1所在の

鉄骨造陸屋根平家建	寄宿舍	1棟
		88.44平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字鳥山6275番地3、6277番地1所在の

鉄骨造スレート葺平家建	作業場	1棟
		271.26平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字釜迫平8468番地所在の

木造セメントかわらぶき平家建	自活訓練室	1棟
		89.34平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字土取ケ尾8494番地2所在の

鉄骨造セメントかわらぶき平家建	共同住宅	1棟
		126.35平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字土取ケ尾8492番地14所在の

鉄骨コンクリート造陸屋根2階建	共同住宅	1棟
一階		136.13平方メートル
二階		136.13平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町牧之内字馬ウツロ3769番地1所在の

鉄骨造合金メッキ鋼板葺・陸屋根平家建	配食支援センター	1棟
		232.35平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町御領字土手塚7483番地所在の

木造合金メッキ鋼板葺平家建	障害者支援施設	1棟
		143.15平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字中原5400番地2、5408番地1所在の

鉄骨造かわらぶき平家建	店舗	1棟
		65.10平方メートル

鹿児島県南九州市知覧町南別府字塩屋道26817番地1、26815番地2、  
26816番地3、26817番地4所在の

鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき・陸屋根平家建	老人ホーム	1棟
		1,849.18平方メートル

(2)基本財産（土地）

鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4710番6	宅地	1筆	7,834.50平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4709番4	宅地	1筆	887.02平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4711番	宅地	1筆	716.89平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4711番1	宅地	1筆	423.49平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4711番2	宅地	1筆	401.37平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4712番	宅地	1筆	985.96平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4708番2	山林	1筆	860平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4709番5	山林	1筆	985平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4708番1	山林	1筆	337平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4709番6	山林	1筆	1,146平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町牧之内字馬ウツロ3769番1	宅地	1筆	730.06平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町牧之内字馬ウツロ3776番8	宅地	1筆	7,958.00平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字濱ヶ平145番7	宅地	1筆	294.02平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字鶴留上2795番1	宅地	1筆	228.00平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字鶴留上2795番2	宅地	1筆	612.00平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字鶴留上2795番5	雑種地	1筆	315平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字上迫3238番1	宅地	1筆	387.37平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字上迫3238番4	宅地	1筆	732.45平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字上迫3230番1	宅地	1筆	1,001.94平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字横浦頭3040番1	畑	1 筆	451平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字横浦頭3040番2	原野	1 筆	449平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字横浦頭3041番	原野	1 筆	643平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字横浦頭3057番	宅地	1 筆	521.00平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字横浦頭3057番1	宅地	1 筆	569.40平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字横浦頭3057番3	原野	1 筆	517平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字横浦頭3059番2	宅地	1 筆	749.58平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土橋口5373番1	宅地	1 筆	2,757.00平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土橋口5373番4	宅地	1 筆	2,269.91平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土橋口5373番5	宅地	1 筆	2,407.03平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5416番1	宅地	1 筆	1,369.00平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字藏道6160番1	宅地	1 筆	1,680.00平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字鳥山6275番3	宅地	1 筆	1,566.00平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字釜迫平8467番1	雑種地	1 筆	31平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字釜迫平8468番	宅地	1 筆	6,774.90平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山8495番1	田	1 筆	809平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8471番1	畑	1 筆	31平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8471番3	畑	1 筆	934平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8471番8	畑	1 筆	1,664平方メートル



鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8471番14	雑種地	1 筆	80平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8474番4	畑	1 筆	1,006平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8482番3	山林	1 筆	400平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8483番1	原野	1 筆	2,608平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8490番2	山林	1 筆	1,067平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8492番1	山林	1 筆	1,264平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8492番6	山林	1 筆	1,508平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8492番13	畑	1 筆	926平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8492番14	宅地	1 筆	878.77平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8493番	畑	1 筆	547平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8493番1	原野	1 筆	616平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8494番2	宅地	1 筆	979.33平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8494番4	畑	1 筆	487平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8494番6	畑	1 筆	322平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ケ尾8494番15	畑	1 筆	2,049平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字藏道6156番1	畑	1 筆	634平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字水出迫3512番	畑	1 筆	11,117平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字水出迫3518番	畑	1 筆	10,756平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5400番2	宅地	1 筆	1,588.00平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5408番1	宅地	1筆	826.00平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5401番1	畑	1筆	899平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字鳥山頭6299番3	畑	1筆	2,491平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字鳥山頭6299番4	畑	1筆	968平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字鳥山頭6304番1	畑	1筆	865平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字中尾3545番13	山林	1筆	2,641平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山東4717番4	山林	1筆	827平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字渡瀬前4780番	原野	1筆	937平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字渡瀬前4783番4	山林	1筆	1,060平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字渡瀬前4785番2	山林	1筆	2,730平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字吠ヶ迫6220番	山林	1筆	531平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字吠ヶ迫6246番	山林	1筆	966平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字鳥山6264番	山林	1筆	1,422平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字釜迫平8467番	山林	1筆	888平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾8474番9	山林	1筆	637平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町御領字土手塚7483番	宅地	1筆	1,380.00平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町御領字土手塚7482番	山林	1筆	924平方メートル
鹿児島県南九州市知覧町南別府字塩屋道26817番1	宅地	1筆	7,241.09平方メートル
鹿児島県南九州市知覧町南別府字塩屋道26817番4	宅地	1筆	599.00平方メートル

鹿児島県南九州市知覧町南別府字塩屋道26815番2	宅地	1筆	705.00平方メートル
鹿児島県南九州市知覧町南別府字塩屋道26816番3	宅地	1筆	376.00平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字渡瀬前4782番	山林	1筆	1,243平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字西廻4862番	山林	1筆	1,758平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字西廻4863番	山林	1筆	771平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5403番	山林	1筆	1,101平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5404番	山林	1筆	660平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5405番	山林	1筆	444平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5406番	山林	1筆	1,423平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字釜番所後5184番3	宅地	1筆	1,687.85平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字釜番所後5201番1	雑種地	1筆	108平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字西中原5444番2	畑	1筆	696平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字西中原5445番1	畑	1筆	710平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字西中原5445番2	畑	1筆	1,414平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字西中原5446番1	畑	1筆	897平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字涼松頭5524番1	畑	1筆	1,254平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字涼松頭5524番2	畑	1筆	305平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山東4726番	山林	1筆	1,949平方メートル
鹿児島県南九州市穎娃町別府字渡瀬4735番	山林	1筆	721平方メートル